

労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方についての検討の概要
 ~ 主な意見の状況〔2訂版〕 ~

下線部は、第25回検討会における主な意見を追加したものである。

1 労働委員会の救済命令に対する司法審査の現状と評価

(1) 労働委員会制度の意義・目的、司法審査の役割

<p>労働基本権を保障するための不当労働行為制度の存在意義について再認識が必要である。</p> <p>私法上の権利を行使する行為であっても不当労働行為になることがあり得ることに留意すべきである。労働委員会の審査を、私法上の権利義務関係の観点からの認定・判断に近づけることは、不当労働行為審査制度の趣旨を没却することになると考えられる。</p> <p><u>労働委員会には、裁判所とは異なる独自の役割があり、審査手続や判断内容は民事訴訟と異なる点があつてしかるべきであり、取消率の高さ等から直ちに労働委員会の審査・判断に問題があるとは言えないのではないか。</u></p>	
<p>労働委員会の調整的な機能は、その判定的な機能の裏付けがなければ、十分に発揮されることは難しく、判定的な機能の強化が必要である。</p> <p>和解は労働者側にしわ寄せが来ることになりがちである。判定的な機能が十分に機能しないと、和解による公正な解決もできないと考えられる。</p>	<p>労働委員会は、判定的な機能よりも、調整的な機能の面で大きな役割を果たしており、調整的な機能を重視していくことが適当である。</p>

(2) 労働委員会制度の現状

<p>団交拒否事件の審査に何年もかかっているようでは、労働委員会の二審構造や存続自体が問われかねない。</p> <p>不当労働行為審査が長期化しており、団結権の保障という不当労働行為審査制度の趣旨が没却されている。</p> <p>労働委員会は、労働組合結成時に組合つぶしを図る不当労働行為に対して、十分な救済機能を果たせていない。</p> <p>中央労働委員会では、審問自体は2, 3回で終了しており、主に和解や命令書の作成の段階で長期化していると考えられる。</p>	<p>最近是不当労働行為事件の審査は、比較的短時間で処理されるものが多くなってきている。</p>
--	--

<p>労働委員会の判定的な機能は、救済命令の取消率が高いこと、判定の公平性に疑問が呈されていること等から、限界がある。 <u>労働委員会の判定的機能に対する信頼感は薄いと考えられる。</u> 労働委員会における審査は十分に整理されていない。 労働委員会の救済命令の中には、基本的な事実認定や法令の解釈が適当ではないものがある。特に、事実認定の点での相違が大きいように思われる。 労働委員会と裁判所とでは、事実の認定に当たり、ある証拠を採用することの妥当性についての判断が異なる場合がある。労働委員会による事実認定の根拠について説得力に欠ける部分もある。 労働委員会の審査においては、和解手続を進めたものの和解が成立せず、いざ命令を発しようとした場合に、証拠調べ等が十分になされていないといった状況になることがある。 労働委員会の和解手続では、必ずしも救済命令における結論を踏まえながら行われているわけではないようである。</p>	<p>中央労働委員会の審査体制は裁判所に匹敵しており、専門性も相当高いと考えられ、裁判所の第一審手続に十分代替し得るものと考えられる。 <u>救済命令の取消率に関しては、実際に労働委員会の審査が粗雑なのか否かについて、救済命令の内容を、一部取消の場合も含めて、改めて検証することが必要である。</u></p>
<p>事件のほとんどない地方労働委員会には、労働関係についての十分な専門性があるとは考えがたい。 労働委員会の公益委員は非常勤であり、必ずしも労働法の専門家ではない者が務めており、審査体制が十分ではない。 労働委員会の事務局には、法曹資格を有する者や労働関係の経験者が十分にはおらず、事務局体制が十分ではない。</p>	<p>中央労働委員会の審査体制は裁判所に匹敵しており、専門性も相当高いと考えられ、裁判所の第一審手続に十分代替し得るものと考えられる。</p>

2 労働委員会の救済命令に対する司法審査の在り方

(1) 取消訴訟における審理の充実、迅速化

<p>救済命令の取消訴訟の審理に時間がかかるのは、労働委員会の審査に問題があるからであると考えられ、まずは労働委員会の審査の改善が必要である。労働委員会の審査の在り方が変われば、裁判所も効率的で迅速な審理が可能となると考えられる。 労働委員会の審査は十分に整理されておらず、取消訴訟の訴訟手続において労働委員会の記録等を整理して仕分けることには多大な労力を要する。 裁判所は、事件に関する私法上の権利義務関係のみを問題にし、労使関係に関する全体的な見方がおろそかになりがちである。 裁判所は、労働委員会の有する専門性を尊重することが必要である。 労働委員会が救済命令の取消を恐れて萎縮し、独自の観点からの審査ができなくなるおそれがあるので、取消訴訟の在り方は十分検討すべきである。 労働委員会と裁判所の双方が不当労働行為事件の処理について改善を図る努力を行うべきである。 労働委員会での審査手続が長期化している場合には、その点について訴訟を提起できるようにする制度も考えられる。</p>

(2) 労働委員会における審査の充実、迅速化

代理人との間の審査期日の日程調整について工夫が必要である。期日の入れ方について運用の改善を図ることにより、審査期間の短縮に資するべきである。

和解になじむか否かを早期に見極め、事件の仕分けを行い、和解の可能なものについては互譲による解決を促進することが必要である。審査手続を計画的に行うとともに、十分な争点・証拠の整理や証拠調べを実施することにより、審査の迅速化を図ることが必要である。労働委員会における審査期間について、一定の目標を設定することも考えられる。

不当労働行為審査における事実認定、法令の解釈や判断を適切に行う必要がある。取消訴訟になった場合を意識して事実認定や判断を行ってほしい。

審査手続を計画的に行うとともに、十分な争点・証拠の整理や証拠調べを実施することにより、審査の充実を図ることが必要である。

労働委員会の審査手続を裁判手続に匹敵するものとするため、公益委員の常勤化、事務局の専門性の向上が必要である。

労働委員会の事務局の専門性の向上を図るためには、法曹資格者等専門的なスタッフの活用、研修の実施等が必要である。

労働委員会の事務局では、労使関係についての専門性よりも、特に法令の適用の仕方についての専門性を向上させることが必要である。この能力の向上を図ることは、地方公共団体のローテーション人事を前提としても、各行政分野で役立つと考えられる。

複数の地方労働委員会をまとめる等して労働委員会のブロック化を図ることにより、専門性の向上を図ることも考えられる。

労使関係に関する専門性だけでなく、法技術的な専門性を備えることも必要である。

特に地方労働委員会の専門性の向上を図るためには、事件数をこなしていくことが必要である。

事件のほとんどない地方労働委員会では、公益委員の常勤化、専門性の向上等を図ることは困難であると考えられる。

中央労働委員会についてのみであれば、専門性の向上等を図る余地は十分あるのではないか。

労働委員会と裁判所の双方が不当労働行為事件の処理について改善を図る努力を行うべきである。

地方労働委員会と中央労働委員会の間における審査の在り方を検討することも必要であり、例えば、地方労働委員会と中央労働委員会の間において実質的証拠法則の導入を検討すること等も考えられる。

労働委員会の救済命令の実効性を確保するため、命令の履行勧告や緊急命令の在り方等について検討する必要がある。

(3) 審級省略の当否

<p>1つの事件に関して5回も手続を通過させることは妥当ではないと考えられる。</p> <p>中央労働委員会、裁判所と審級を経るに従って、事前に十分な準備が可能となる等により、人証調べで新鮮な心証を得ることができなくなると考えられ、この点でも5審制には問題がある。</p> <p>少なくとも中央労働委員会を経た事件については、取消訴訟では地方裁判所を省略すべきである。</p> <p>5審制は、国家資源の利用の仕方の観点から見ても無駄であり、そうした無駄を省くことが必要である。</p> <p>労働委員会が労使関係全体を見て経験則に基づいて認定・判断を行うのに対して、裁判所が当事者間の私法上の権利義務関係を分析的に認定・判断するのであれば、双方の判断基準を統一し、裁判所が労働委員会の判断を尊重するようにすることが重要であり、審級省略等を検討することが必要である。</p> <p>審級省略等を可能とするためには、労働委員会の審査手続がどの程度であれば足りるのかといった相関関係を考えることが必要である。</p> <p>裁判所側も、審級省略の実現が可能となる具体的な要件を提示すべきである。</p>	<p>裁判段階の審級省略よりも、労働委員会制度の中での審査の迅速化を考えるべきである。</p> <p>裁判所に近い審査体制を整備し、準司法機関としての専門能力を高めなければ、審級省略等を導入することは困難と考えられる。労働委員会の専門性の向上について制度的な担保を図ることが必要である。</p> <p>今般の労働委員会制度の改善を通じて、紛争解決の迅速化を進めることにより、5審制から生じている問題について一定の改善が図られると考えられる。</p> <p>労働委員会の現状の改善措置を詳細に検討し、更にそれらの改善措置を実際に運用していく中で、その効果を検証していくことが必要である。</p> <p>現状では、高度の専門性を有する準司法機関としては位置付けられていない。</p> <p>5審制というが、最初の2段階は行政手続であり、その部分が長期化している現状にかんがみると、まずは労働委員会の審査期間を短くすべきである。</p> <p>審級省略については、労働委員会の高度の専門性についてユーザーの理解が十分得られていない現状では、導入は時期尚早である。</p>
---	--

(4) 実質的証拠法則の当否

<p>労働委員会が労使関係全体を見て経験則に基づいて認定・判断を行うのに対して、裁判所が当事者間の私法上の権利義務関係を分析的に認定・判断する傾向があるが、双方の判断基準を統一し、裁判所が労働委員会の判断を尊重するようにすることが重要であり、実質的証拠法則等を検討することが必要である。</p> <p>実質的証拠法則の導入等を可能とするためには、労働委員会の審査手続がどの程度であれば足りるのかといった相関関係を考えることが必要である。</p>	<p>裁判所に近い審査体制を整備し、準司法機関としての専門能力を高めなければ、実質的証拠法則等を導入することは困難と考えられる。労働委員会の専門性の向上について制度的な担保を図ることが必要である。</p> <p>現状では、高度の専門性を有する準司法機関としては位置付けられていない。</p> <p>実質的証拠法則については、労働委員会の高度の専門性についてユーザーの理解が十分得られていない現状では、導入は時期尚早である。</p>
--	---

(5) 新主張・新証拠の提出制限の可否

<p>労働委員会が証拠の提出を求めても提出されないという場合もあると聞いている。訴訟段階での新証拠の提出について全く制約がないと、労働委員会の審査手続の意義が損なわれる可能性がある。新証拠の提出が信義則に反する場合には、その提出を制限する制度もあり得ると考えられる。</p> <p>実質的証拠法則が設けられている場合には当然に新証拠の提出が制限されると考えられるが、新証拠の提出を制限したとしても必ずしも実質的証拠法則を導入しなければならないということにはならないと考えられる。</p> <p>新主張・新証拠の提出制限については、必ずしも労働委員会の専門性と関連させて議論する必要はないと考えられる。</p>	<p>労働委員会の審査段階で当然提出されてしかるべきと思われる証拠が取消訴訟の段階で初めて提出されたという事件もあるが、労働委員会が適切に審査の指揮を行うことにより、提出させることができたのではないかとも思われる。</p> <p>使用者側も地方労働委員会の段階から勝ちたいと考えており、取消訴訟の段階まであえて証拠を出さないということは通常考えられない。新証拠の提出を制限しなければならないほど、労働委員会の審査段階で証拠が提出されていないということはない。</p> <p>訴訟の段階で新たな主張や証拠が提出されることがあるとすれば、事件処理の途中で代理人が交替し、新たな代理人が従前と異なった角度から事案を見るに至った場合、救済命令中に予想もしない事実認定がなされていた場合等が考えられる。</p> <p><u>新証拠の提出制限を導入するのであれば、労働委員会における提出命令の要件、提出命令に対する不服申立て、提出すべき文書の特定等提出命令制度の枠組みをどう考えるかが問題である。</u></p>
--	--

3 その他

<p>厚生労働省と日本弁護士連合会との間における協議の場を設けるべきである。</p> <p>裁判所と労働委員会の間で考え方に相違があることは整合性を欠いて適当ではないので、相互のコミュニケーションを充実するため、裁判所と労働委員会との間における協議を再開すべきである。</p> <p><u>裁判所と労働委員会の間で実体法の解釈に違いがあるのであれば、裁判所と労働委員会の協議の場を設けて、相互理解を図ることも考えられる。</u></p>
--

注) 対立する意見が述べられている事項については、左右対照して記載している。